

使用施設保安規定変更と使用許可申請書との整理

令和3年4月19日

日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務</p> <p>第4条 （変更なし）</p> <p>（職 務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(7) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(8) 副所長（技術担当）は、<u>安全管理課長及び保安・技術管理課長の所掌する業務を統括する。</u></p> <p>(9) 副所長（事務担当）は、<u>計画管理室長及び調達課長の所掌する業務を統括する。</u></p> <p>(10) <u>廃止措置・技術開発部長は、施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を統括する。</u></p> <p>(11) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（<u>廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。</u>）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに<u>廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う</u></p> <p>(12) <u>廃止措置推進課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）</u>、<u>設備の解体に係る業務及び核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</u></p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>共通編 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 〔ページ 共通-18〕</p>	<p>使用許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
<p>(13) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(14) 調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(16) <u>保安・技術管理課長は、非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務を行う。</u></p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>第6条 （省略）（記載の適正化）</p> <p>第7条 （変更なし）</p> <p>第8条 （省略）（記載の適正化）</p> <p>第9条～第10条 （変更なし）</p>	<p>共通編</p> <p>十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>[ページ 共通-18]</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>使用許可申請書と整合は図られている。</p>

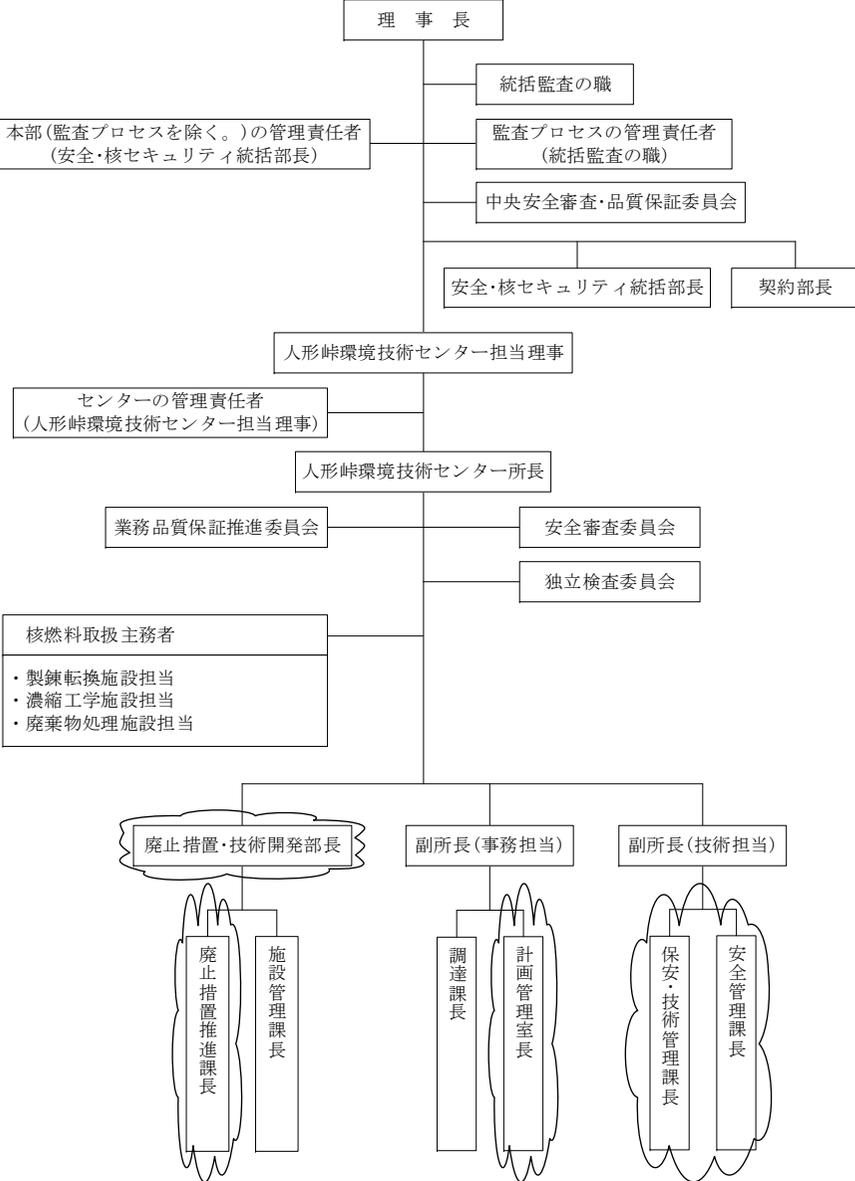
保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
<p>（安全審査委員会）</p> <p>第10条の2 センターに安全審査委員会を置く。</p> <p>2 所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 安全審査委員会は、所長の諮問を受け、使用施設等の保安に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用の変更の許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の改廃に関する事項</p> <p>(3) センター共通安全作業基準の制定・改廃に関する事項</p> <p>(4) その他所長の諮問する事項</p> <p>4 安全審査委員会は、核燃料取扱主務者のほか、所長が指名した委員及び委員の中から所長が指名した委員長をもって構成する。</p> <p>5 所長は、安全審査委員会の答申を尊重する。</p> <p>（業務品質保証推進委員会）</p> <p>第11条 センターに業務品質保証推進委員会を置く。</p> <p>2 所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。</p> <p>3 業務品質保証推進委員会は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項</p> <p>(2) <u>センターの品質マネジメントシステムに関する文書（二次文書）の制定・改廃</u></p> <p>(3) その他品質マネジメント活動に関する重要事項</p> <p>4 業務品質保証推進委員会は、所長を委員長とし、所長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>5 業務品質保証推進委員会は、分科会を設けることができる。</p> <p>第11条の2～第11条の3 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメントシステム</p> <p>第12条～第20条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第4章 保安教育訓練</p> <p>第21条～第22条 （変更なし）</p>	<p>共通編</p> <p>十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>[ページ 共通-18]</p> <p>共通編</p> <p>十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1)</p> <p>[ページ 共通-18]</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>使用許可申請書と整合は図られている。</p> <p>使用許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
第5章 使用施設等の運転管理		
第23条（変更なし）	—	
第24条～第28条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第29条（変更なし）	—	
第30条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第31条（変更なし）	—	
第6章 放射線管理		
第32条～第33条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	

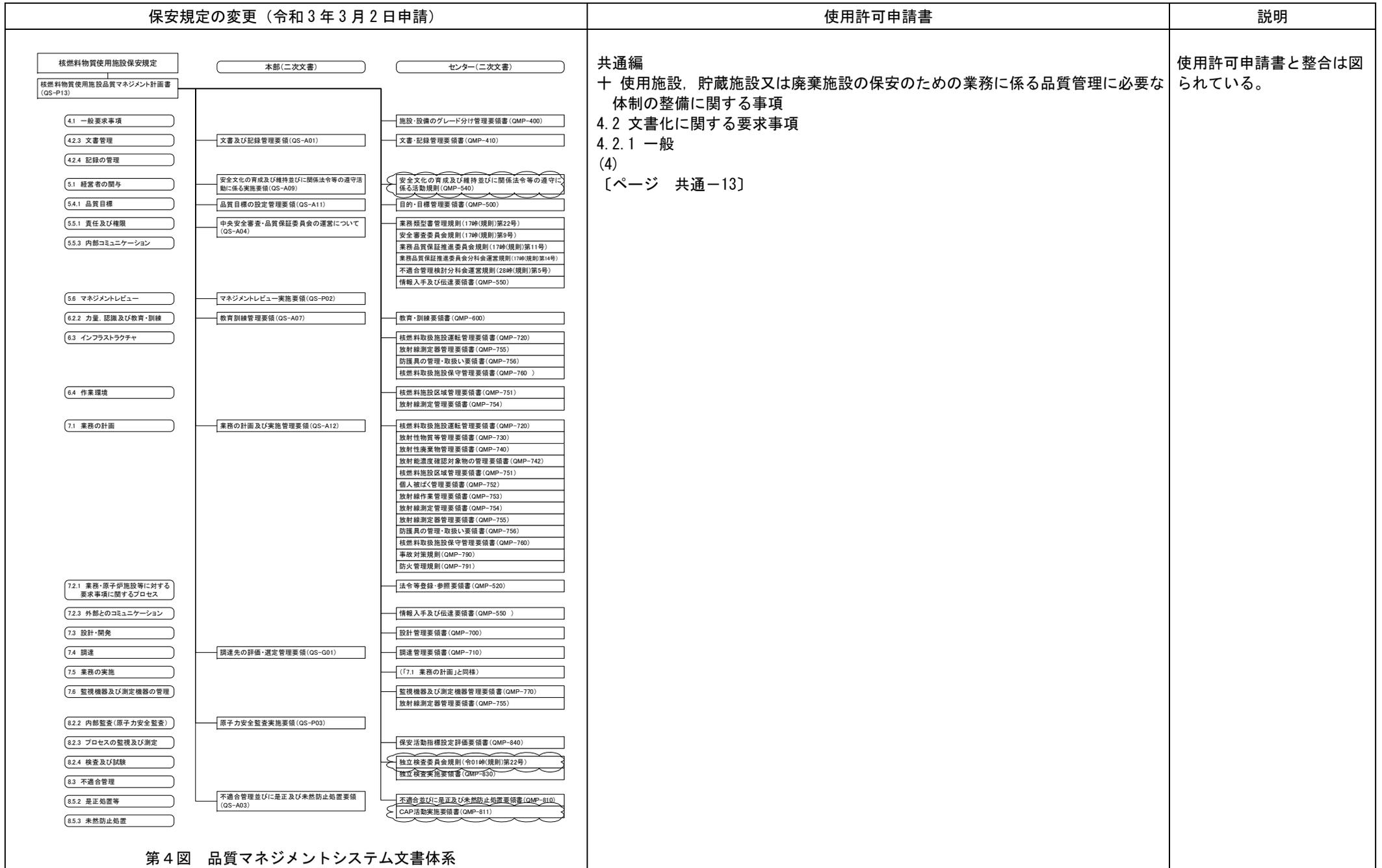
保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
<p>（立入制限区域）</p> <p>第34条 廃止措置・技術開発部長は、管理区域のうち、第6表に定める基準値を超える区域が生じた場合は、その区域を立入制限区域として設定し、立入制限区域の出入口その他必要な箇所に標識を設置し、縄張り等を施して区画するとともに管理区域に立ち入る者に周知する。</p> <p>2 廃止措置・技術開発部長は、前項の立入制限区域を設定及び解除する場合は、あらかじめ核燃料取扱主務者及び安全管理課長と協議する。</p> <p>3 廃止措置・技術開発部長は、第1項の立入制限区域を元の状態に復帰させる措置を講じる。</p> <p>4 廃止措置・技術開発部長は、立入制限区域を設定及び解除した場合は、所長に報告する。</p> <p>第35条～第38条 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）</p> <p>第39条 （省略）（記載の適正化）</p> <p>第40条 （変更なし）</p> <p>第41条 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）</p>	<p>濃縮工学施設（別冊2）</p> <p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>2.4 放射線管理</p> <p>[ページ 添付-1(2)－18]</p> <p>廃棄物処理施設（別冊3）</p> <p>添付書類 障害対策書</p> <p>4. 放射線管理</p> <p>[ページ 障(2)－9]</p> <p>製錬転換施設（別冊4）</p> <p>添付書類－1</p> <p>変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p> <p>2. 遮蔽</p> <p>2.3 放射線管理</p> <p>[ページ 添付-1(4)－13]</p> <p>－</p> <p>－</p> <p>－</p> <p>－</p>	<p>使用許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
第42条（変更なし）	—	
第7章 放射線測定		
第43条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第43条の2（省略）（記載の適正化）	—	
第44条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第45条（省略）（記載の適正化）	—	
第46条～第47条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第8章 保守管理		
第48条（変更なし）	—	
第48条の2～第48条の5（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第48条の6（省略）（記載の適正化）	—	
第49条～第49条の3（変更なし）	—	
第50条（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））	—	
第51条～第51条の4（変更なし）	—	

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
第9章 核燃料物質等の管理		
第52条～第57条 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第57条の2 （省略）（記載の適正化）	—	
第10章 放射性廃棄物等の管理		
第58条～第61条 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第62条 （変更なし）	—	
第63条～第63条の2 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第11章 自衛消防活動		
第63条の3 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第12章 非常の場合に講ずべき処置		
第64条～第65条 （変更なし）	—	
第66条 （省略）（職位名の変更(第5条の変更と同じ)）	—	
第66条の2～第70条の2 （変更なし）	—	
第13章 記録及び報告		
第71条～第73条 （省略）（記載の適正化）	—	

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
 <p data-bbox="376 1449 667 1476">第1図 保安に関する組織</p>	<p data-bbox="974 231 1848 446"> 共通編 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) [ページ 共通-18] </p>	<p data-bbox="1870 231 2161 295">使用許可申請書と整合は図られている。</p>

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明
<p>第2図 品質マネジメントシステム体系図（省略）（職位名の変更（第5条の変更と同じ））</p> <p>第3図 品質マネジメントシステムプロセス関連図（変更なし）</p>	—	



保安規定の変更（令和3年3月2日申請）	使用許可申請書	説明														
<p>第5-1図～第7図（変更なし）</p> <p>第1表～第5表（変更なし）</p> <p>第6表 立入制限区域の設定基準（第34条関係）</p> <table border="1" data-bbox="78 432 936 754"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">線量当量率</td> <td>1 mSv/h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面密度</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>40 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）</td> <td>線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7表～第13表（省略）（記載の適正化）</p>	項目		基準値	線量当量率		1 mSv/h	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²	空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）		線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値	<p>—</p> <p>—</p> <p>濃縮工学施設（別冊2） 添付書類—1 変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p> <p>2. 遮蔽 2.4 放射線管理 [ページ 添付-1(2)-18]</p> <p>廃棄物処理施設（別冊3） 添付書類 障害対策書 4. 放射線管理 [ページ 障(2)-9]</p> <p>製錬転換施設（別冊4） 添付書類—1 変更後における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第53条第2号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く。）</p> <p>2. 遮蔽 2.3 放射線管理 [ページ 添付-1(4)-13]</p> <p>—</p>	<p>使用許可申請書と整合は図られている。</p>
項目		基準値														
線量当量率		1 mSv/h														
表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm ²														
	アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm ²														
空気中の放射性物質の濃度（1週間平均）		線量告示第6条に示す空気中の濃度限度の値														

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）

使用許可申請書

説明

第14表 記録（第71条及び第72条関係）

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1 使用施設等の施設管理に係る記録			
イ 使用前確認の記録	(変更なし)		(変更なし)
ロ 使用規則第2条の11の7第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (第48条の4)	(変更なし)	施設管理課長 廃止措置推進課長	(変更なし)
ハ 使用規則第2条の11の7第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (第48条の5)	(変更なし)	安全管理課長	(変更なし)
2 放射線管理記録			
イ 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	(変更なし)		
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 (第58条及び第60条)	(変更なし)		
ハ 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イに規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第43条)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第45条)	(変更なし)		
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第45条)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第41条及び第45条)	(変更なし)		
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第45条)	(変更なし)		

使用許可申請書においては該当する記載なし。

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）

使用許可申請書

説明

第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
2 放射線管理記録（続き） チ センター外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路（第52条及び第55条）	（変更なし）	施設管理課長 廃止措置推進課長	（変更なし）
リ 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には当該容器の種類及び比重並びにその保管廃棄の日時、場所及び方法（第60条及び第61条）	（変更なし）	施設管理課長 廃止措置推進課長 （削る）	（変更なし）
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固定化した場合には、その方法（第60条及び第61条）	（変更なし）		
3 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。） イ 使用施設等における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時 ロ 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻 ハ 警報装置から発せられた警報の内容*1 ニ 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	（変更なし） （変更なし） （変更なし） （変更なし）	施設管理課長 安全管理課長	（変更なし）
4 使用施設の事故記録（第73条） イ 事故の発生及び復旧の日時 ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 ハ 事故の原因 ニ 事故後の処置	（変更なし） （変更なし） （変更なし） （変更なし）	施設管理課長 廃止措置推進課長 （削る） 安全管理課長	（変更なし）
5 保安教育の記録（第21条） イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	（変更なし） （変更なし） （変更なし）	（変更なし）	（変更なし）
6 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の項に掲げるものを除く。）（第12条）	（変更なし）	（変更なし）	（変更なし）
7 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	（変更なし）	廃止措置推進課長	（変更なし）

使用許可申請書においては該当する記載なし。

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）

使用許可申請書

説明

第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
8 工場又は事業所において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について法律第61条の2第1項の規定に基づく確認を受けようとするものの記録（第63条の2）			
イ 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度についてあらかじめ行う調査に係る記録			
(1) 放射能濃度確認対象物の発生状況及び汚染の状況について調査を行った結果	調査の都度		
(2) 放射能濃度確認対象物の材質及び重量	調査の都度		
(3) 放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、その結果	その都度		
(4) 放射能濃度確認対象物中の放射性物質について計算による評価を行った場合は、その計算条件及び結果	その都度		
(5) 評価に用いる放射性物質の選択を行った結果	選択の都度		
(6) 放射能濃度の決定を行う方法について評価を行った結果	評価の都度		
ロ 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る記録			
(1) 放射性物質の放射能濃度の測定条件	測定又は評価の都度	廃止措置推進課長	工場等 ^ア から搬出された後10年間
(2) 放射能濃度の測定結果	測定又は評価の都度		
(3) 放射能濃度確認対象物中の放射能濃度の決定を行った結果	測定又は評価の都度		
(4) 測定に用いた放射線測定装置の点検・校正・保守・管理を行った結果	その都度		
(5) 放射能濃度確認対象物の測定及び評価に係る教育・訓練の実施日時及び項目	その都度		
ハ 放射能濃度確認対象物の管理について点検等を行った結果に係る記録	その都度		
(削る)			

使用許可申請書においては該当する記載なし。

保安規定の変更（令和3年3月2日申請）

使用許可申請書

説明

第14表 記録（第71条及び第72条関係）（続き）

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
9 その他の記録 イ 使用前検査の記録	検査の都度	被検査課長	当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間

- * 1 給排気設備、廃液処理設備、自動火災報知設備、放射線管理設備、排気用HFモニタ及びエリア用HFモニタから発せられた警報とする。
- * 2 濃縮工学施設敷地内の部品保管室等の管理区域外の所定の場所（ストックエリア）とする。

使用許可申請書においては該当する記載なし。